

総合評価書要旨

気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用

1. 政策の目的と評価の観点

近年、農産物や水産物などの高温による生育障害や品質低下、観測記録を塗り替える高温、台風、豪雨、大雪による大きな災害が、農林水産業・農山漁村の生産や生活の基盤を揺るがしかねない状況になっている。

また、農山漁村の過疎化、担い手の減少などにより農産水産業の活動が停滞し、これに伴い、里山林の利用の低下や耕作放棄地の増加などにより、里地里山に昔から身近に見られた生きものが減少するなどしている。

このため、気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用に取り組んでいく必要がある。

本政策については、①必要性、②効率性、③有効性の観点から評価を行った。

2. 評価の結果

①必要性

評価対象政策については、その目的が上位の計画に照らして妥当であり、国民や社会のニーズに照らしても妥当であることが確認できたことから、その必要性が認められた。

②効率性

「気候変動に対する緩和・適応策の推進」及び「生物多様性の保全・利用」のいずれにおいても、①課題、対応方向を明らかにしていることが確認できたこと、②法律、予算、研究・開発、広報・普及、国際的取組、国民運動など幅広い政策手法から課題により適した手法がおおむね選択されていることから、施策の効率性が認められた。

なお、「気候変動に対する緩和・適応策の推進」については緩和策と適応策が両輪をなすよう、農林水産省においても計画を整理する必要があるほか、新たに必要となった事業については適切に計画に反映するなど定期的に計画を見直す必要がある。

③有効性

緩和策、適応策、生物多様性保全対策のそれぞれの実績、指標を確認したところ、いずれも着実に進捗しており施策の有効性が確認できた。

なお、適応策については進捗状況を管理する方法の開発が課題となっている。

以上のことから、施策の一部において改善すべき点が認められたものの、全体として講ずべき施策は各種計画に照らして順調に進捗していると判断できた。なお、世界的には気候変動による影響及び生物多様性の損失が継続していることから、我が国においても引き続き各種計画の見直し等を行い、「気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用」を一層進めていく必要がある。